


(国の支援策)

No.	事業名	対象者			支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分																		
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額	備考																				
1	日本政策金融公庫 新型コロナ感染症特別貸付 (国民生活事業分) 令和5年9月30日まで延長	中小企業	金融公庫 適用業種	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①から③のいずれかに該当する方 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前5年同期と単純に比較できない場合は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている方(債務償還年数13年以上)	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.3%→0.4% (4年目以降は基準金利)	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保 【借入上限】 8,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円 *公庫の既存債務の借換含む 【貸付期間】 設備20年以内(措置期間5年以内) 運転20年以内(措置期間5年以内)	日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 TEL623-4376 又は滝沢市商工会 TEL684-6123	融資関係																		
2	日本政策金融公庫 新型コロナ対策マル経融資 令和5年9月30日まで延長	小規模 事業者	金融公庫 適用業種	①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ②前5年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月~12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている方(債務償還年数13年以上)	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.3%→0.4% (4年目以降は基準金利)	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保・無保証人 【借入上限】 通常のマル経融資 と別枠で1,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円 *公庫の既存債務の借換含む 【貸付期間】 設備10年以内(措置期間4年以内) 運転10年以内(措置期間3年以内)	滝沢市商工会 TEL684-6123	融資関係																		
3	雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置 令和5年3月31日で終了	全般	全般	雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合、令和4年12月1日から令和5年3月31日までが助成対象となります。 ●労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図り、以下の条件を満たす事業主 ①令和3年1月8日以降の解雇等の行っていない ②生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1ヵ月10%以上減少している ③生産指標が、直近3ヵ月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している 詳しくは、厚生労働省HP、岩手労働局にご確認下さい。	経過措置の内容について (注)上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。 括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">判定基礎期間の初日</th> <th>令和4年12月~令和5年1月</th> <th>令和5年2月~3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則(※2)</td> <td>2/3 8,355円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特に業況が厳しい事業主(※3)</td> <td>2/3 (9/10) 9,000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則(※2)</td> <td>1/2 8,355円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特に業況が厳しい事業主(※3)</td> <td>1/2 (2/3) 9,000円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。 (ガイドブック) https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf (リーフレット) https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf	判定基礎期間の初日		令和4年12月~令和5年1月	令和5年2月~3月	中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	-	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	-	大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	-	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	-	【申請期限】 支給対象期間の末日の翌日から起算して2ヵ月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。 なお、令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、令和5年3月31日必着となります。クに到達していなければなりません	岩手労働基準局 職業対策課分室 助成金相談コーナー TEL606-3285 厚生労働省 コールセンター 0120-603-999 ●厚労省特設ページ 	給付金 助成金
判定基礎期間の初日		令和4年12月~令和5年1月	令和5年2月~3月																							
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	-																							
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	-																							
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	-																							
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	-																							
4	小学校休業等対応助成金 令和5年3月31日終了予定	中小企業	全般	●給付対象 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間で、①と②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	●支給額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 令和4年12月1日~3月31日 日額上限額：8,355円	【申請期限】 令和5年5月31日(必着) 【申請書】 厚生労働省HPから印刷 【申請書の提出先】 岩手県労働局 雇用環境・均等部(室) まで郵送 *必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便 やレターパックで送付)	支援金コールセンター TEL0120-876-187 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む) ●特設ページ 	助成金																		



(県の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	中小企業等事業 継続緊急支援金	中小企業	全般	<p>新型コロナウイルス感染症の経済への影響が終息していない中、エネルギー類の価格高騰や円安等により、大きな影響を受けている中小企業者等に対して、エネルギー類に係る経費の一部を支援することで事業の継続を図っていただくことを目的に支援金を支給します。</p> <p>●支給対象者は、次の①～⑩に全て該当する中小企業者であること。</p> <p>① <u>岩手県内に本店所在地がある法人等、または県内に住所がある個人事業者等の中小企業者であること。</u></p> <p>② 県が定める対象業種を営む事業者であること。</p> <p>③ <u>令和4年10月から令和5年3月までの期間のうち、いずれか一月の売上が過去3年間の中の任意の年の同月と比較して20%以上減少しているとともに、売上が減少した同月に、事業のために支払ったエネルギー（※1）の単価が前年同月の単価と比較して増加している者であること。（※2、※3）</u></p> <p>④ 申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思があること。</p> <p>⑤ <u>対象期間と比較する過去の任意の期間を含む確定申告を行っていること。（※4）</u></p> <p>⑥ 法人税法別表第一に規定する公共法人でないこと。</p> <p>⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。</p> <p>⑧ 暴力団でなく、又その構成員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。（※5）</p> <p>⑨ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。</p> <p>⑩ 関係法令を遵守していること。</p> <p>※1 エネルギーとは、事業に要する電気、ガス（都市ガス、LPガス）、燃油（ガソリン、灯油、軽油、重油）及びその他の燃料等。</p> <p>※2 令和4年12月1日までに事業を開始し、売上及び仕入等の取引を行っていること。なお、申請時点において、比較する前年までの売上が存在しない者にあつては、特例による比較を用いることができることとする（「◆特例/ケ.新規創業者等」参照）。</p> <p>※3 白色申告者にあつては、基本的に月平均の売上で算定を行うこと。（「◆原則/オ.白色申告者の場合の計算例」参照）</p> <p>※4 何らかの理由により確定申告を免除されている事業者にあつては、当該理由が合理的であり、確定申告書類と同等の書類を適切に作成していた時は支給の対象とする場合があること。</p> <p>※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定めるものをいう。</p>	<p>【支給額】 支給額は、事業者単位で支給します。 <u>（店舗等の事業所単位ではありません）</u></p> <p>・法人等 15万円 ・個人事業者 7.5万円</p> <p>【個人事業者の規定】 個人事業者とは、原則として、収入を所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」によることとして申告している「継続・回復して事業を行っている個人」を指します。 ただし、同申告書において、収入を「雑所得」・「給与」・「不動産」として申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断します。</p> <p>●フリーランスや、主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者の場合 →フリーランスや主たる収入を「雑所得」・「給与」で確定申告した個人事業者は、事業実態を確認する資料により個別に判断します。</p> <p>●個人事業者の不動産賃貸業に関する取扱い →個人事業者が不動産賃貸業として申請を行う場合は、主たる「事業」として行っていることを要件とします。その場合には、不動産所得用の青色申告決算書・（白色）収入内訳書が必要になります。</p>	<p>【申請受付期間】 令和5年3月20日～6月20日まで（当日消印有効） （注）3月20日以降に申請書類を郵送ください。</p> <p>【申請先】 法人の場合：本店所在地の市町村にある商工会 個人の場合：確定申告書に記載住所地の商工会 ※店舗が滝沢市外にあつても、確定申告における住所が滝沢市の場合、滝沢市商工会に申請。</p> <p>【申請書類】 滝沢市商工会ホームページよりダウンロードするか、商工会窓口にてお受け取りください。</p> <p>【申請方法】 郵送、ご持参どちらでも申請を受け付けます。</p>	<p>中小企業者等事業継続緊急支援金事務局 Tel.050-3646-9151 又は滝沢市商工会 Tel.684-6123</p> <p>●専用ページ </p> <p>●商工会特設ページ </p>	支援金
2	新型コロナウイルス感染症 対策資金「対策資金」	全般	全般	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する</p> <p>●次の要件いずれにも該当する中小企業等</p> <p>①最近1か月間の売上高等が15%以上減少</p> <p>②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 	<p>①融資限度額8,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.4%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件</p> <p>【取扱期間】 令和5年3月31日まで</p>	<p>【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間2年以内） 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.4% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要</p>	<p>岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel.629-5541</p> 	融資関係
3	新型コロナウイルス感染症 対策資金「伴走支援資金」	全般	全般	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する</p> <p>●次の要件いずれにも該当する中小企業等</p> <p>①最近1か月間の売上高等が15%以上減少</p> <p>②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方、又は、一般保証を利用する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 	<p>①融資限度額10,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0～0.95%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 ⑤その他 経営行動に係る計画書を作成すること</p> <p>【取扱期間】 令和5年3月31日まで</p>	<p>【資金使途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額】 10,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0～0.95% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要 【その他】 経営行動に係る計画書作成すること</p>	<p>岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel.629-5541</p> 	融資関係



▼ 新型コロナウイルス感染症対策に関するお問い合わせ先



(市の支援策①)

No.	事業名	対象者			支援内容		問い合わせ先	区分
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額	備考		

●滝沢市の新型コロナウイルス感染症に関する情報 滝沢市役所ホームページ



http://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kenko/_11359/_12421.html